広島県告示第六百五十二号

機関の所在地を変更した旨の届出があった。 の例によるものとされる場合を含む。)第五十条の二の規定によって、 永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてそ 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号) (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び 次のとおり指定医療

平成二十三年七月七日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

坪島歯科診	カンバラ齒科醫院	名	
診療所 	科醫院	称	
目八番三二号 東広島市八本松飯田五丁	五番一号呉市音戸町波多見五丁目	新	所在
一二四一番地一東広島市八本松飯田天神	番地三一	旧	地
平成九年一月一日	平成二二年九月一	変更年月日	